

「一般競争入札（総合評価落札方式）」公告

山梨県が発注する次の業務は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

なお、対象業務は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務です。

令和8年9月1日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一般競争入札（総合評価落札方式） 公告個別事項

業 務 委 託 名	甲府第一高校新実習棟建設工事設計業務委託（明許）		
業 務 番 号	営繕課-26-0192		
業 務 場 所	甲府市美咲2丁目13-44		
業 務 概 要	1	業 務 内 容	甲府第一高校新実習棟建設に係る基本設計及び実施設計 ○校舎：鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ面積約676m ² ○外構、舗装、植栽 他
	2	履 行 期 間	令和8年10月16日～令和9年6月30日
	3	予 定 価 格（税 込 み）	¥24,363,900（税率10%）
参 加 資 格	1	本 店 所 在 地	県内
	2	競 争 入 札 参 加 資 格	設計業（建築）
	3	企 業 の 業 務 実 績	1千万円以上の建築物の設計業務委託 ただし、国、都道府県又は特殊法人等が発注し、かつ、平成28年4月1日から参加申請受付締切日までに完成している業務。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の業務実績を各企業の業務実績として扱う。
	4	配 置 予 定 技 術 者 の 資 格	一級建築士
総 合 評 価 に 関 す る 事 項	1	総 合 評 価 方 式 の 種 類	簡易型
	2	評 価 値 の 標 準 点	100点（技術評価点）+50点（価格評価点）=150点
	3	評 価 の 基 準	技術評価資料作成要領による

日 程	1	公 告 日	令和8年9月1日		
	2	設計図書等配布開始日	令和8年9月1日		
		// 締 切 日	令和8年9月14日		
	3	設計書の内容に関する 質 問 提 出 期 限	令和8年9月14日		
	4	参加申請受付開始日	令和8年9月8日		
		// 締 切 日	令和8年9月14日		
	5	確 認 通 知 書 発 行 日	-		
	6	入 札 書 受 付 開 始 日 時	令和8年9月17日	午前 9:00 から	
		// 締 切 日 時	令和8年9月18日	午後 3:00 まで	
	7	技 術 評 価 点 通 知 書 発 行 日	令和8年10月1日		
	8	開 札 予 定 日 時	令和8年10月7日	午前 10:00	
9	落札者決定日（予定）	令和8年10月8日			
入 札 方 法		電子入札による			
提 出 書 類	1	参 加 申 請 時	入札参 加様式	入札参加様式 及び 添付資料	技術 資料 技術評価資料添付書類一覧表 様式1、様式2、様式3-1、 様式3-2及び 添付資料
	2	入 札 時	業務費内訳書		
	3	提 出 方 法	電子入札システムによる		
苦情の 申し立て	1	入札参加資格（質問）	令和8年10月21日		
		入札参加資格（回答）	令和8年10月28日		
	2	技 術 評 価 （ 質 問 ）	令和8年10月5日		
		技 術 評 価 （ 回 答 ）	令和8年10月7日		
	3	落札者の決定（質問）	令和8年10月15日		
		落札者の決定（回答）	令和8年10月22日		
資 料 の 記 載 方 法 等 に 関 す る 問 い 合 わ せ 先		〒400-8501 甲府市丸ノ内1-6-1			
		山梨県 県土整備部営繕課 企画担当			
		電話 055-223-1400 FAX 055-223-1405			

1 一般競争入札の参加資格

山梨県における業務委託の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から契約を締結する日までの期間（（7）、（8）、（10）及び（11）にあってはそれぞれ当該（7）、（8）、（10）及び（11）に定める期間）に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を満たす者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 管理技術者、担当技術者（必要に応じて配置可能）を各1名以上配置できる者であること。
 なお、配置技術者は、入札に参加を希望する者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）があること。
 また、配置予定技術者の変更は、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等、県が認める理由のほかは認めない。
- (5) 入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者に係る資料の提出を求めた場合は、当該資料を提出できる者であること。
- (6) 対象業務を調査基準価格を下回った価格で落札した場合は、2(6)に定める措置を講ずること。
- (7) 公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (8) 公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの期間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (10) 公告の日から契約を締結する日までの期間に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (11) 公告の日の1月前の日から入札書受付締切日までの間に山梨県発注業務において55点未満の業務成

績評価通知を受けていない者であること。ただし、５５点未満のなかで業務評価項目の事故等による減点に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が５５点以上の者は参加することができる。

(12) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(13) 電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

２ 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価は、入札参加者の価格評価点と技術評価点の合計である評価値をもって行う。なお、評価値の満点は、簡易型にあっては１５０点とする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

イ 技術評価点は、各評価項目について定めた評価基準により審査を行い、当該評価項目に定める得点を合計して算出するものとし、簡易型にあっては１００点を満点とする。

ウ 価格評価点は、次式により算定し、小数点４位を四捨五入して小数点３位までで得られた値とする。

この場合において、算定に用いる調査基準価格は、「山梨県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領」第３条に規定する調査基準価格とする。

① 入札価格（税込）≥ 調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = 50 \times \{ 1 - (\text{入札価格（税込）} - \text{調査基準価格}) / (\text{予定価格（税込）} - \text{調査基準価格}) \}$$

② 入札価格（税込）＜ 調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = 50 \text{点（一律）}$$

エ 技術様式３－１及び技術様式３－２で実施方針等に係る書類の提出を求める場合において、未提出、未記入又は記載内容が指定した評価項目と無関係であると認められる場合や記載内容が法令に違反するなど不適切な場合は、欠格とし、当該入札を無効とする。

(2) 落札者の決定方法

次のアからオまでの要件のすべてを満たす者のうち、「(1)総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を、最高評価値の最も高い者が２者以上ある場合にあっては電子くじにより当選した者を落札者とする。

ただし、最高評価値者の入札価格（税込）によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、当該最高評価値者を落札者とせず、予定価格（税込）の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 公告文に記載された入札参加資格を満たしているもの。

イ 入札価格（税込）が予定価格（税込）の制限の範囲内であること。

ウ 価格以外の評価を行うために必要な資料を提出したもの。

エ 次の①から⑤までの項目に定める条件を全て満たすこと。

① 入札価格（税抜）と入札に際し提出される業務費内訳書（以下「業務費内訳書」という。）の業務価格が同額であること。

② 業務費内訳書の各経費の合計額が、業務費内訳書の業務価格と同額であること。

③ 業務費内訳書内において、経費の内訳に不明確な値引等の表示がないこと。

オ 入札価格（税込）が調査基準価格を下回ったものは、山梨県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領で定めている資料を提出し、履行が出来ると判断されたもの。

(3) 入札を辞退した者の取扱い

ア 入札を辞退した者の評価は行わない。

イ 入札を辞退した者は、辞退理由書を提出するものとし、速やかに個別事項に記載の問い合わせ先にファクシミリにより送付すること。

(4) 低入札価格調査の実施

最高評価値者の入札価格（税込）が、調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施する。この場合、入札参加者全員に「保留通知書」を送付し、落札決定は調査終了まで延期する。

保留通知後、調査基準価格を下回った入札を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を受け取った者は、低入札価格調査実施制度要領に定める調査資料を通知日の翌日から起算して県の休日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日という。以下同じ。）を除き3日以内に提出するものとし、期限までに提出しない者は、失格とする。

(5) 実施方針に係る履行を担保するための取扱い

落札者の提示した実施方針は、契約時の設計図書とみなす。

実施方針が受注者の責により履行されていないと判断される場合は、業務成績評定を減することとし、評価項目ごとに3点減する。

(6) 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置

落札者と決定された調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し次に掲げる事項を義務付けるものとする。

ア 発注者が行う履行体制のヒアリングに 응ずること及び履行体制の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合はその理由等について説明を行うこと。

イ 発注者の行う業務計画書の内容のヒアリングに 응ずること及び業務計画書の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合はその理由等について説明すること。

ウ 発注者が労働基準監督署の協力を得て行う、安全な履行の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保を目的とした業務環境の調査に協力すること。

エ 次の①から⑤までに掲げる業務の区分に従い、当該①から⑤までに定める自社による確認等及び第三者による照査等（以下「第三者照査等」という。）を実施すること。

① 測量業務

通常の自社の精度による確認及び第三者が行う主要な箇所の精度の確認

② 土木関係の建設コンサルタント業務

通常の自社の照査及び当該照査と同程度の内容について第三者が行う照査

③ 建築関係の建設コンサルタント業務

通常の自社の内容確認及び第三者による主要な箇所の内容確認

④ 地質調査業務

通常の自社の内容確認及び第三者による主要な箇所の内容確認

⑤ 補償関係コンサルタント業務

通常の内容確認及び第三者による主要な箇所の内容確認

オ エによる第三者照査等を行う者は、次の①から⑪までに掲げる条件を全て満たすものであること。

① 山梨県の入札参加資格（コンサルタント業務に係るものに限る。）に係る有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された入札参加資格者であって、かつ、資格者名簿に登載されているその業種内容が、照査等の対象業務の内容に相応している者であること。

② 公告の日から第三者照査等の業務を請負う日までの期間に「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

③ 公告の日の1月前の日から第三者照査等の業務を請負う日までの期間に山梨県発注業務において55点未満の業務成績評定通知を受けていない者であること。

④ 落札者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。

⑤ 対象業務と同種の業務を、国及び都道府県から受注し、及び完了した実績があること（当該業務の完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。

⑥ 本件業務に係る入札に参加した者でないこと。

⑦ 対象業務の照査技術者は、次の i から iii までに掲げる条件の全てを満たす者であること。

i 対象業務の照査等を行うにあたり必要とされる資格を有していること。

ii 照査等業務を行うことを落札者から直接受託した者又は当該受託した者と直接的な雇用関係がある者であること。

iii 当該照査技術者が対象業務の照査等を行う者であること。

⑧ 入札を執行した日の1年前の日から落札者から照査等を受託した日までの間に、山梨県が発注した当該落札者に係る他の業務に関して第三者照査等を受託した者でなく、かつ、当該落札者に第三者照査等を委託した者でないこと。

⑨ 第三者照査等に関し粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注者あてに提出できる者であること。

⑩ 対象業務の内容が複数の専門業務にわたる場合に、発注者が第三者照査等を実施させるうえで必要と認めて付加する要件等を満たす者であること。

⑪ 第三者照査等の結果を取りまとめ、落札者と連名で記名押印のうえ、業務完了までに報告書として発注者に提出することができる者であること。

カ 第三者照査等に要する費用は、すべて落札者の負担とすること。

3 設計図書等の配布

(1) 配布期間

「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで

(2) 配布方法

「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「入札公告」からダウンロードすること。

4 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

「個別事項」に記載の受付開始日から締切日までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（締切日にあっては、午前9時から午後4時30分まで）とする。

(2) 申請方法

「山梨県電子入札システム」により申請すること。

5 問い合わせ先

(1) 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

「個別事項」に記載のとおり

(2) 設計書の内容に関する事項

「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「質疑応答」により、「個別事項」に記載の日までに質問すること。

質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して2日後から入札書受付開始日の前日まで、その回答を同ページで公表する。

(3) 電子入札システムに関する事項

ヘルプ・デスク 055-223-1669

6 入札参加資格の確認結果通知等

(1) 入札参加資格確認通知は行わない。入札参加資格の確認は、開札後、全ての入札参加業者について実施する。

(2) 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「入札結果」にその理由を付して公開する。

7 苦情申し立て

(1) 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、「山梨県公共事業ポータルサイト」「情報公開サービス」中、「

「質疑応答」により質問すること。

イ 回答方法

原則として「個別事項」に記載の日までに、同ページにより回答する。

(2) 技術評価の結果に疑義がある場合

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「質疑応答」により質問すること。 <http://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/roi/>

イ 回答方法

原則として「個別事項」に記載の日までに、令和7年度及び令和8年度に係る入札参加資格申請で登録したメールアドレスに回答し、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に電子入札システムにより通知する。

(3) 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「質疑応答」により質問すること。

イ 回答方法

原則として「個別事項」に記載の日までに、同ページにより回答する。

(4) (1)から(3)までの場合に係る回答の説明になお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日又は書面での回答を受け取った日から県の休日を除く7日以内に書面（「山梨県入札監視委員会設置要綱」別紙様式4）により、知事に対して再苦情の申し立てを行うことができる。この場合において、申し立てを行う者は、当該申し立てを行うことができる期間の日の午前9時から午後5時までに、書面を下記に持参すること。

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当

甲府市丸の内1丁目6番1号 電話055-223-1673

(5) (4)の再苦情の申し立てがあった場合は、知事は、速やかに入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

(6) 知事は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえたうえで、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して県の休日を除き7日以内に、その結果を申し立て者に回答する。

8 入札等の日時

(1) 入札期間及び開札予定日時

「個別事項」に記載のとおり

(2) 落札者決定日

「個別事項」に記載のとおり。ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

9 入札手続等

(1) 低入札価格調査制度

適用する。

(2) 現場説明会等

現場説明会及びヒアリングは、行わない。

(3) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する者が行った対象業務への入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札参加資格の無い者

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者

ウ 入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者

エ 入札に関する条件に違反した者

オ 入札参加資格の確認を受けたが、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者

(5) 入札執行回数

1回とする。

(6) 業務費内訳書の提出

入札に際し業務費内訳書を提出すること。業務費内訳書は、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、数量又は単価について明示のない項目については、明細書又は単価表を添付すること。

(7) 契約の確定

ア 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、契約は、締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 契約書の作成

契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約書に記名押印したときに確定する。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約

保証金を免除する。

12 支払条件

前金払は、これを行うことができる。前払金の金額は契約金額の3割以内（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の3割以内）とし、1万円未満の端数はこれを切り捨てる。

13 その他

- (1) 入札参加者は、競争契約入札心得(電子入札用)及び仕様書等を熟読し、これを遵守するとともに、山梨県電子入札運用基準に基づき入札すること。
- (2) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはしない。
- (3) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。
- (4) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (5) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札日時を延期することがある。
- (6) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (7) 用語の定義
 - ア 新築・・・既存施設がなく建設すること
 - イ 増築・・・既存棟に増築すること
 - ウ 改築・・・既存施設があり、建替をすること
 - エ 延べ面積・新築にあっては敷地内の新築建物の床面積の合計、増築または改築にあっては増築部分又は改築部分の床面積の合計